# 26年度保育園入園児を募集します

●**申込受付期間**　26年1月6日(月)～31日(金)

●**受付場所**　保健福祉課／各保育園／内子総合窓口センター（内子分庁内）／小田支所のいずれか

●**提出書類**

(1)入所申込書（希望児童1人につき1枚）
(2)家庭実態調査票
(3)就労証明書（または保育に欠ける証明書）
(4)25年分源泉徴収票の写し（確定申告をした人はその写し）

※(1)～(3)の用紙は受付場所にあります
※石畳へき地保育園は入所申込書のみ
※くるみ保育園と五城保育園は民営化されますが、入所手続きや保育料の決定などは、今までどおり町が行います。

●**募集保育園・定員**

| 園名 | 定員 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 内子保育園 | 80人 | 0893 (44) 3031 |
| 五城保育園 | 60人 | 0893 (44) 4700 |
| 大瀬保育園 | 45人 | 0893 (47) 0202 |
| こばと保育園 | 55人 | 0893 (44) 2083 |
| くるみ保育園 | 90人 | 0893 (44) 2281 |
| 石畳へき地保育園 | 30人 | 0893 (43) 1810 |

※保護者などが地区内に居住している場合のみ入園可

●**保育時間（全育保育）**

月～金曜日の午前8時30分～午後4時30分と土曜日の午前8時30分～正午

※早朝・居残り保育あり。
※内子保育園は延長保育あり。

●**入所の資格**

次のいずれかの事情で保育ができない場合に限ります。また保護者以外の人が保育できる家庭、兄弟が幼稚園に入園している場合は資格がありません。

(1)保護者が昼間居宅外で働いている、または居宅内で家事以外の労働をしている
(2)保護者が妊娠中または出産後間がない
(3)保護者に病気やけが、障がいなどがある
(4)保護者が病気・障がい者などを介護している
(5)家庭が震災・風水害、火災などの災害に遭った

●**入所の承諾**

提出書類を確認した上で、保育所への入所を承諾します。入所承諾の通知書は、2月下旬頃に各家庭へ送付する予定です。

●**その他**

▷五城保育所は26年度から、内山病院跡地に建設する新しい園舎で保育します。
▷保育園は保育に欠ける乳幼児に対し、家庭に変わる機能を果たしながら年齢や発達に応じた保育を行い、心身の成長を図ります。幼稚園は、幼児に対し学校教育を施すことを目的としています。保育園と幼稚園は、目的・機能に違いがありますので、各家庭に応じた子どもの保育をお考えください。

**【申込・問い合わせ】**
保健福祉課　児童福祉係
☎０８９３（４４）６１５４
※申込は総合窓口センター（内子分庁内）・小田支所・各保育園でも受け付けています。



## ○２０１４年 年賀交歓会のご案内

新年の訪れをともに祝う年賀交歓会を開きます。町内に住む人はどなたでも参加できます。多数ご参加ください。

●**日時**　26年1月6日（月）午前11時～
●**場所**　内子町共生館
●**会費**　１０００円
※受付で集金します。
※交歓会では新酒が出されますので、車での来場はご遠慮ください。
●**申込方法**　電話でお申し込みください。
●**申込締切**　12月16日（月）

**【申込・問い合わせ】**
総務課　庶務係
☎０８９３（４４）６１５０

## ○農業委員会選挙人名簿への登載を申請してください

内子町農業委員会選挙人名簿は毎年、有権者からの申請に基づいて作成されます。名簿に載っていない人は投票もリコール請求もできません。該当する人は必ず申請してください。

●**登載の要件**

(1)内子町内に住所を有する人
(2)年齢が満20歳以上の人
(3)次のいずれかに該当する人
㋐10アール以上の農地で耕作業務を営む人
㋑㋐の同居親族または配偶者でおおむね年間60日以上、耕作に従事している人
㋒10アール以上の農地で耕作業務を営む農業生産法人の組合員や社員、株主で、おおむね年間60日以上、耕作に従事している人

●**申請期日**　26年1月10日（金）
※町外に農地がある人で、要件を満たす場合も申請してください。
※申請用紙は窓口にあります。

**【申請窓口・問い合わせ】**
内子町農業委員会（内子分庁内）
☎０８９３（４４）２１１３

## 子どもたちの健やかな成長を願って

人権コラム＊幸せへの道

子どもが被害者となる虐待や体罰、いじめなどは、大きな社会問題となっています。子どもたちが健やかに成長するために、一人の人間として尊重し、守らなければなりません。

### 子どもたちを取り巻く現状と課題

いじめが原因による自殺や傷害など、痛ましい事件が後を絶ちません。最近ではインターネットやメールによる陰湿ないじめも多く、問題として発覚しにくい場合もあります。いじめの苦しみは、いじめにあった子どもだけではありません。見て見ぬふりをした子どもやいじめた本人が、自分の行為を振り返り苦しむこともあります。いじめの解決は当人同士では困難です。日頃から親や先生などが子どもの話に耳を傾けること、家庭・学校・地域が連携して人権の大切さを伝えていくことが必要です。

体罰は子どもの考える機会を奪い、成長や自立を妨げます。体罰を受けた子どもは暴力による解決を学んでしまいます。私たちは体罰が人間の尊厳と権利を否定するものであることを知り、体罰によらず子どもが理解できる方法を身に付けなければなりません。

虐待は子どもの心身に重大な影響を及ぼし、死に至る場合もあります。虐待を防ぐためには、地域全体で情報を共有できる幅広い協力体制が必要です。周囲の親子関係や家庭環境を理解するとともに、発生の予防と早期発見、適切な対応が重要です。

### 私たちにできること

これらの問題の解決のためには、まず親子で温かい家庭をつくることが必要です。そして大人が、子どもの権利についてきちんと理解し伝えるとともに、問題から目を背けず地域全体で見守り育てていく取り組みが求められます。

## 高齢者虐待相談窓口をご利用ください

内子町地域包括支援センターでは「高齢者虐待相談窓口」を設置して、虐待の早期発見・防止、状況把握に努めています。虐待に気付いた人や発見した人は、窓口へご連絡ください。

同センターでは、高齢者の心配ごとなどの相談にも応じています。成年後見制度の利用、介護や認知症に関することなど、気軽にご相談ください。

**【相談・問い合わせ】**
内子町地域包括支援センター
☎0893（44）6154

## 「内子座を支えるシンポジウム2014」

平成28年に創建100周年を迎える内子座。この先50年、100年と現役の舞台として活用するために何が必要か――。鴻上尚史（しょうじ）さんを招いて、内子座のあり方について考えます。

**●日時**　26年2月8日（土）
午後1時～3時30分

**●場所**　内子座

**●主な内容**
▽基調講演「表現のレッスン」
・講師　鴻上尚史さん
▽パネルディスカッション
「内子座を支える」
・司会者：徳永高志（たかし）さん
・パネラー：鴻上尚史さん、稲本隆壽（たかとし）町長ほか

**●参加費**　無料

※入場整理券が必要です。整理券は、内子座、町並・地域振興課（内子分庁内）、各自治センターで配布しています。
※整理券は12月16日から配布

**【問い合わせ】**
町並・地域振興課
☎0893（44）2118

プロフィール
鴻上尚史（しょうじ）さん

愛媛県新居浜市出身の舞台演出家。著作に1981年に劇団「第三舞台」を結成。以降、作・演出を手がけ数々の賞を受賞。

コラム＊ねんきん瓦版

### ご存知ですか「国民年金付加年金制度」

**●国民年金付加年金制度とは**

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納付することで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。付加年金の年金額は、200円×付加年金保険料納付月数となります。

（例）
付加保険料を10年間（120月）納付した場合

毎年加算される年金額
200円×10年間（120月）＝24,000円

納付する保険料
400円×10年間（120月）＝48,000円

この場合、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せされます。2年間で納付した付加保険料分となり、3年目以降はお得です。

**●制度を利用するときの留意事項**

- 利用できるのは、国民年金第1号被保険者または65歳までの任意加入者です
- 希望する人は、役場に申出書を提出してください
- 付加保険料だけの納付はできません
- 国民年金保険料の免除、猶予、学生納付特例を受けているとき、国民年金基金に加入しているときは付加保険料を納付できません
- 納付期限は対象月の翌月の末日です。期限を過ぎると納付できません

**【問い合わせ】**
○住民課　国民年金係
☎0893（44）6152
○松山西年金事務所
☎089（925）5105



## 年末年始の業務のおしらせ

町の施設は12月28日（土）～1月5日（日）まで休みとなります。
ただし一部の施設は休みが異なりますので、ご注意ください。

| 業務・施設／連絡先 | 12/26（木） | 27（金） | 28（土） | 29（日） | 30（月） | 31（火） | 1/1（水） | 2（木） | 3（金） | 4（土） | 5（日） | 6（月） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 届け出などの受付業務（※）<br>○住民課　☎0893（44）6152<br>○内子分庁　☎0893（44）2112<br>○小田支所　☎0892（52）3111 | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | |
| 出納業務（支払・収納）<br>出納室　☎0893（44）6156 | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | |
| 町営バス<br>総務課　☎0893（44）6150 | | | （注1） | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | （注1） | 休 | |
| 八日市・護国町並保存センター<br>☎0893（44）5212 | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | | |
| 内子座<br>☎0893（44）2840 | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | | | |
| 歴史民俗資料館<br>☎0893（44）5220 | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | | | |
| 木蝋資料館「上芳我邸」<br>☎0893（44）2771 | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | | | |
| 町並駐車場<br>☎0893（44）5347 | | | | | 無料開放 | | | | | | | |
| 文化交流ヴィラ「高橋邸」<br>☎0893（44）2354 | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | | |
| 五十崎凧博物館<br>☎0893（44）5200 | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | | | |
| 内子町ビジターセンター「A・runze」<br>☎0893（44）3790 | 休 | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | | | |
| 内子町図書情報館<br>☎0893（44）4198 | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | | 休 |
| 内山クリーンセンター<br>☎0893（44）4574 | | | | 休 | 午後休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | 休 | |
| 内子フレッシュパークからり<br>☎0893（43）1122 | | | | | | 午後休 | 休 | 休 | 休 | | | |
| ▷レストラン | 午後3時まで営業 | | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 臨時休業 | | |
| ▷パン工房 | | | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | | | |
| ▷バーガーショップ | 午後3時まで営業 | | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | | | |
| ▷あぐり亭 | | | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | | | |
| 小田の郷せせらぎ<br>○直売所　☎0892（52）3023<br>○かじか亭☎0892（52）2090 | | | | | | 午後休 | 休 | 休 | 休 | | | |
| しあわせの黄色いハンカチ<br>☎0893（44）5111 | | | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | |

（注1）小田線（内子町役場～小田支所）の2便のみ運行します。
※「死亡届」など急を要する事件は日直・宿直が受け付けます。（12月29日～1月3日は本庁のみ）
※内子分庁では12月29日以降、休日の受け付け業務を廃止します。ご理解とご協力をお願いします。

## 26年4月1日から

# 「ごみの収集運搬・処理業務」の体制が一部変わります

【問い合わせ】
環境政策室　☎0893（44）6159

町内の一般廃棄物（し尿は除く）の収集運搬や処理業務を行っている内山衛生事務組合が、26年3月31日に解散します。同組合の施設など（焼却施設、リサイクル施設他）は、全て内子町の名義に変更され、町が管理・運営することになります。

これに伴い、一般廃棄物の収集運搬・処理業務体制を見直しました。主な変更点は下記のとおりです。

変更内容の詳細は、各戸への配布文書（11月配布）、町のホームページでもお知らせしています。配布文書が届いていないとき、不明な点があるときなどは環境政策室へお問い合わせください。ご理解とご協力をお願いします。

### ●変更の概要表

| 対象地域 | 変更内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 内子・五十崎 | 可燃ごみ・生ごみの収集日を曜日で設定する | 収集回数は変更なし |
| | 可燃ごみ・生ごみの収集を祝祭日も行う | ただし、5月5日は休み |
| | 分別品目の追加。金属類と布・古着を資源ごみとして分別する | 指定袋に入るものに限る |
| | 古紙を収集していなかった地区も収集を行う | 収集範囲の拡大 |
| 小田 | 可燃ごみの土曜日収集地区（立石・南山・寺村・田渡地区）の収集を金曜日に変更する | |
| | 古紙を収集していなかった地区も収集を行う | 収集範囲の拡大 |
| | 不燃ごみ、資源ごみの収集日を第○週△曜日から、第○△曜日に変更する | 月1回の収集は変わらず |
| | 可燃ごみの収集を祝祭日も行う | ただし、5月5日は休み |
| 町内全域 | 内山衛生事務組合の解散に伴い、一般廃棄物の収集運搬・処理体制の変更 | 施設等の維持管理・運営は内子町が行う |
| | 指定ごみ袋の名前変更（内山衛生事務組合→内子町）（内子町の指定袋は、平成26年2月1日から販売） | 単価・種類は変更なし |
| | クリーンセンターなどは、土曜・祝祭日も営業する | ただし、5月5日は休み |
| | 日曜日、8月15日、12月31日～1月3日は休み | これまでどおり |

※金属類と布・古着の分別は、小田地区では既に実施されています
※祝祭日の不燃物と資源ゴミの収集は、現在も行っています